平成２９年（家）第１３７４号
横浜市港北区鳥山町378番地
申立人　金子　　太
本籍横浜市神奈川区新町19番地２、最後の住所神奈川県大和市下鶴間3753番地
不在者　山口　利夫
昭和28年１月31日生
届出期間満了日　平成30年２月27日
横浜家庭裁判所

平成２９年（家）第２６２号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２サクマ横須賀ビル３階302
申立人　不在者高綱孝子財産管理人　駒田　英隆
本籍神奈川県横須賀市上町１丁目71番地、最後の住所8541．ＣＥＲＲＩＴＯＳ　ＡＶＥ　ＳＴＡＮＴＯＮ．ＣＡ．90680．ＵＳＡ
不在者　高綱　孝子
昭和３年６月７日生
届出期間満了日　平成30年２月26日
横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２９年（家）第３３０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1228番地
申立人　林**原**　　滋
本籍鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1228番地、最後の住所朝鮮京城府本町
不在者　林**原**　敏夫
大正15年６月10日生
届出期間満了日　平成30年２月28日
鳥取家庭裁判所倉吉支部

失踪宣告

平成２９年（家）第１３号
本籍宮城県柴田郡大河原町大谷字戸ノ内前21番地、最後の住所宮城県柴田郡大河原町大谷字戸ノ内前21番地
不在者　渡邊　　清
昭和９年10月６日生
平成29年10月21日失踪宣告審判確定
仙台家庭裁判所大河原支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１１６７号
本籍東京都足立区谷在家２丁目５番、最後の住所東京都足立区谷在家２丁目５番８号
不在者　飯島　有一
大正６年４月24日生
平成29年10月21日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１２７０号
本籍東京府南葛飾郡大島町字亀戸乙195番地、最後の住所東京府南葛飾郡大島町大字亀戸乙195番地
不在者　髙野　**龍**雄
明治41年８月16日生
平成29年10月20日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１６１７号
本籍青森県上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内165番地、最後の住所東京都渋谷区西原１丁目41番１号吉田方
不在者　相内　光雄
昭和35年１月16日生
平成29年10月21日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第３０８３号
本籍秋田県湯沢市川連町字大舘68番地、最後の住所秋田県湯沢市川連町字大舘68番地
不在者　髙橋　文一
明治24年１月10日生
平成29年10月20日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第２６０９号
本籍富山県高岡市通町47番地、最後の住所富山県高岡市東下関４番40号
不在者　稲積　　**孚**
昭和10年２月８日生
平成29年10月20日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所高岡支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１２０６号
本籍京都府京都市中京区壬生辻町54番地、最後の住所大阪府大阪市都島区東野田町１丁目８番12号
不在者　丸山喜代司
昭和10年３月31日生
平成29年10月19日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１３８号
本籍兵庫県芦屋市翠ケ丘町16番、最後の住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目207番地パレ207番館403
不在者　西埜　功修
昭和49年10月30日生
平成29年10月14日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２９年（家）第４９６号
本籍千葉県八日市場市髙野1816番地、住所千葉市若葉区若松町982－７東菱興業内
申立人（失踪者）　大木　　操
昭和28年３月12日生
平成29年10月21日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第５８７号
本籍長崎県長崎市五島町35番地、住所千葉県市原市島野1486－１　秀英ハイツＡ104号
申立人（失踪者）　尾谷　雄三
昭和18年３月16日生
平成29年10月25日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第６号
川崎市中原区市ノ坪160番地
申立人　信号器材株式会社
代表者代表取締役　遠藤　芳郎
権利を争う旨の申述の終期　平成29年10月20日
平成29年10月25日　姫路簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＺ216146
金額　1,987,740円
支払期日　平成29年７月25日
支払地　兵庫県姫路市
支払場所　株式会社三井住友銀行姫路支店
振出日　平成29年４月20日
振出地　姫路市町坪４番地の２
振出人　関西道路安全株式会社　代表取締役　大川　光夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
神奈川県茅ヶ崎市十間坂１丁目４番28号
申立人　角田健次郎
権利の届出の終期　平成29年10月18日
平成29年10月27日　藤沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴①所在　茅ヶ崎市十間坂一丁目
地番　5197番１
地目　宅地
地積　178.51平方メートル
②所在　茅ヶ崎市十間坂一丁目
地番　5197番ロ
地目　宅地
地積　99.17平方メートル
⑵登記年月日番号　横浜地方法務局湘南支局大正５年11月29日受付第1975号
⑶登記した権利の内容
原因　大正５年10月１日賃借権設定
借賃　１坪１月８厘
支払期　大正５年10月を第１回支払期とし30ヶ月分前払大正８年３月を第２回支払期とし18ヶ月分前払大正９年９月を第３回支払期とし12ヶ月分前払第４回以後は第３回分と同額宛前払
存続期間　大正15年９月30日迄
賃借権者　愛知県知多郡東浦村大字緒川499番戸
笠松吉次郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５６号
兵庫県佐用郡佐用町乃井野1512番地
債務者　株式会社新田組
代表者代表取締役　新田　隆夫
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　二郎
４　破産債権の届出期間　平成29年12月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所龍野支部